

第3章 基本目標と今後の取組

1 基本目標

基本目標：権利擁護支援の体制づくり

- ・ 地域連携ネットワークの構築※

成年後見制度等の権利擁護支援が必要な方が、早期の段階から相談に繋がるとともに、必要な制度を利用できるよう国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、権利擁護支援の体制整備を進めていきます。取り組むべき事項について、次のとおり整理して位置付けます。

施策（１） 地域連携ネットワークの構築※・深化	①中核機関・協議会の運営 ②相談支援体制の 整理 及び強化 ③権利擁護支援の検討を行う体制づくり 及び機能強化
施策（２） 成年後見制度等権利擁護支援の推進	①成年後見制度の普及・啓発 ②市長申立て及び報酬助成の実施
施策（３） 担い手の確保	①市民後見人の養成・育成の在り方の検討 ②後見人活動支援の検討及び 意思決定支援の重要性の周知

《※権利擁護支援の地域連携ネットワークとは》

（１）地域連携ネットワークとは

権利擁護支援を必要としている方は、判断能力等の状況や取り巻く生活の状況により、その方らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合があります。本人らしい生活を継続するためには地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要です。これらのことから、現に権利擁護支援を必要としている方も含めた地域に暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる